

平成30年度第2回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	平成30年 9月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	平成30年 9月14日		午後 1時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	平成30年 9月14日		午後 1時 57分	
	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
応 招 (不 応 招)	1	○	村 山 昇	7	○	高 橋 裕 子
議 員 及 び 出 席	2	○	林 田 俊 策	8	○	源 嶋 た ま み
欠 席 議 員	3	○	中 村 正 徳	9	○	久 保 田 武 治
○ 出 席	4	○	瀬 崎 哲 弘	10	○	宇 佐 信 行
× 欠 席	5	○	山 中 馨	11	○	豊 永 好 人
△ 不 応 招	6	○	魚 住 憲 一	12	○	坂 口 幸 法
会 議 録 署 名 議 員	3 番		中 村 正 徳	12 番		坂 口 幸 法
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		仲 川 広 人	議 事 参 事		執 柄 由 美
	職 名 氏 名		職 名 氏 名			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長		吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長		今 井 一 久
	副 町 長		島 田 保 信	教 育 振 興 課		中 村 綾 子
	教 育 長		佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長		東 健 一 郎
	会 計 管 理 者		前 田 和 博	健 康 ・ 保 険 課		恒 松 つ ぐ み
	総 務 課 長		松 本 和 則	町 民 福 祉 課 長		黒 木 庄 一 朗
	総 務 課 主 幹		新 堀 英 治	町 民 福 祉 課		金 子 め ぐ み
	企 画 観 光 課 長		岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長		白 濱 ゆ り こ
	企 画 観 光 課		魚 住 雅 彦	子 ども 対 策 課		吉 地 美 紀
	税 務 課 長		平 川 博	環 境 整 備 課 長		小 林 昭 洋
	税 務 課		椎 葉 直 宏	環 境 整 備 課		山 村 忍
	農 委 事 務 局 長		大 石 浩 文	農 林 課 長		久 保 日 出 信
	会 計 室		上 村 由 美 子	農 林 課		水 田 寛 明

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 10 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第 11 号	多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 12 号	多良木町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 13 号	平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 14 号	平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
議案第 15 号	平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 16 号	平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 17 号	平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 18 号	平成 29 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第 19 号	平成 29 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 20 号	平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 21 号	平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号	平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 23 号	平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 24 号	平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 25 号	平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午後 1 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 10 号」 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長(村山 昇君) それでは、日程第 1、議案第 10 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) 説明はいただいておりますが、確認の意味を含めて、今回の変更のですね、いわゆる最大の理由っていいですか、その辺について、もう一度簡潔にちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○議長(村山 昇君) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東健一郎君) それでは、お答えいたします。今回の提案理由でございますが、広域連合の方から出ておりますが、熊本県後期高齢者医療広域連合を構成するすべての市町村の意見が広域連合の制度運営に反映できるようにするため、広域連合議会へ構成市町村から 1 人の議員を選出できるよう広域連合の規約を変更するものが主な理由でございます。

○9 番(久保田武治君) はい、結構です。

○議長(村山 昇君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) 私は、この 10 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、反対の立場で討論を行います。

今回の規約の変更は、先ほど課長から答弁があったとおりなんですが、広域連合議会の議員の選出方法を現在の全県で市長、市会議員、そして市長村長、町村議会議員から 8 名ずつ合計 32 名を選出していくという方法なんですが、これを今回、各市町村から市長か議員どちらかを 1 名ずつ計 45 名を選出する方法に変えるというのですが、議員定数を増やすことそのものについては悪いことだと思いませんので、そのことはあえておきますが、しかし、問題点が幾つかありますので、それを指摘しておきたいと思っております。

まず一つ目は、議員の選び方です。規約変更の理由は、すべての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるようにとされています。

しかし、住民の意見を反映するというのであれば、各市町村 1 名ずつという至極安易なですね、定数の決め方は余りにも妥当性を欠くものではないでしょうか。

熊本は特に、熊本市へ人口が集中しています。本年 1 月 1 日現在で、熊本市が 74 万 282 人、一番人口が少ない五木村、996 人、つまり 700 倍以上の差があるわけです。

構成自治体の人口で選出する人員数を傾斜配分するというのは県内の他の広域連合や一部事務組合では行われていることです。

ちなみに私が所属をしている公立病院企業団議会では、本町 5 名、あさぎり 5 名、湯前 2

名、水上2名というふうになっているわけです。

二つ目にですね、制度の変更後も市長が議員に選出できるようになっているこのことも問題です。

各市町村で後期高齢者医療制度の事務を執行する立場にある市長が、広域連合では議決や執行部のチェックにあたる議会に名を連ねることが果たして適切なかどうかという問題があります。

私、調べてみました。阿蘇広域行政事務組合が、かつては管理者及び副管理者以外の町村長は組合議員になっていました。

しかし、平成23年に規約を改正し、市町村議会議員のみから組合議員を選出するようになっていました。

その理由は、組合議員として選出された市町村長が各自治体では執行機関の長であるため、当然組合に関する議会の対応をせざるを得ない立場になります。そうしますと事務遂行上さまざまな矛盾が生じている現状で、この矛盾を解決するには、関係市町村長を議員とするから除いて、そして組合議員は、関係市町村から選出される議会の議員のみとするというふうに変更をされております。

まさにこのとおりであるべきだと思うんです。大体変更案でいきますと場合によっては、議員の片方が1人も選出されない可能性もあります。変更するのであればこんなあいまいな規約にするのではなく、いわゆる2元代表制の原則に立った変更を行うべきであります。

三つ目の問題、今期の広域連合議会においても今回提案されている規約の変更については、一度度もきちんとした議論がなされておられません。

いわば広域連合執行部が勝手に提案するようなそういう形になっているという問題があります。

いずれにしても住民の意見を反映できる広域連合議会にするためには、どのような選挙制度にするのか。

そのために知恵を各構成団体や市町村議会議員が出し合えるようなそういう機会を設けることこそが必要であって、今回の提案は手続にしても内容にしても重大な問題がある議案と言わざるを得ません。

したがって、今述べた理由によって私は反対をいたします。

以上です。

○議長（村山 昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで討論を終わります。

これから、採決をします。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山 昇君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 「議案第11号」 多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君） 次に、日程第2、議案第11号、多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 12 号」 多良木町子ども子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 3、議案第 12 号、多良木町子ども子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについて議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、多良木町子ども子育て会議設置条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 13 号」 平成 30 年度多良木町一般会計補正予算(第 3 号)

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 4、議案第 13 号、平成 30 年度多良木町一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治君。

○9 番(久保田武治君) 何点かちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、まず一つは、10 ページの 4 の農林水産業費県補助金の中で節の 1、農業費県補助金ということで 1,500 万円が、くまもと土地利用型農業競争力強化推進事業費県補助金というふうに計上されています。

これは歳出にも出てくるんですが、熊本というからには熊本独自のそういうふうな補助のやり方を含めたそういう補助金なんだろうというふうに思うんですが、その点についてちょっとご説明方ちょっと答弁いただければというふうに思っています。

○議長(村山 昇君) 久保農林課長。

○農林課長(久保日出信君) はい、お答え申し上げます。このくまもと土地利用型農業競争力

強化推進事業費の県補助金でございますけども、熊本県の方で今、低コストパイロット地区支援ということで広域農場の設立関係の支援を行っておりまして、今回、本年 3 月に農事組合法人たらぎ大地が設立をしております、こちらの機械装備に関する補助金でございます。

たらぎ大地の方ですね、トラクター、コンバイン、播種機というな導入を計画しておりますので、この関係の補助金でございます。

以上です。

○議長（村山 昇君）9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君）もう 1 点伺います。15 ページのですね、基金費で節 25 の積立金、いわゆるあの多良木町のふるさと納税寄附金の基金積立ということなんですが、これここ 2 年ほど実績が伸びておりますので、担当課も含めた皆さんのですね、努力が一定の成果を上げてきているのかなというふうに思うんですが、この間、それなりに増加しているその辺の理由についてはどのようにまず分析をされているのかということについてまず伺います。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、このふるさと納税でございますけども、29 年度から大幅に伸びたの一番の原因はですね、ポータルサイトを活用し始めたということでございます。

昨年が、昨年一つと、昨年度末 2 月の終わりからもう一つ増やしまして、今、二つのサイトを利用しておりますので、このことでふるさと納税の増加が、の理由が一番でございます。

○議長（村山 昇君）9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君）それに関してなんですが、総務省が返礼品の問題をめぐって、法律をもって規制をしなくてはこれは問題だというふうなことまで持ち出したことが報道をされております。

一昨日ですか、これによりますと県内の 7 市町村が 30 パーセントをですね、超えていると返礼品が。

その中に本町も入っているわけなんです、これによりますと年度内にですね、年内にですか、この記事でいきますと多良木町は年内に 30 パーセント以内にする予定というふうに出ておりますが、これ具体的にどのようにですね、そのような返礼品見直しを進められるのか、その点についての見通しだとか、こういうふうにもうきちっと出ているということがありますので、当然そういうふうになさるんだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、お答えいたします。ふるさと納税の件につきましては、また一般質問も出されているようでございますので、そこでもあるのかもしれませんが、これ昨年度からですね、見直しをするようにというような通知が来ておりました。

まだうちは近隣町村と比べまして、ふるさと納税自体はあまり多くありませんでしたので、様子見といいますか、近隣町村の様子を見ながらとしていたんですけども、もう今回ですね、総務省の方からも改めまして 3 割以内にしないとこの納税、すいません、ふるさと納税の対象町村から外すというようなこととなりますので、これは今納入業者との調整が必要でございます。

議会終了後にですね、この納入業者たちとの話し合いを持って、今の要綱も送料込みの 5,000 円以内というふうなことでございますので、そういった調整をさせていただきたいと思っております。

○9 番（久保田武治君）9 番終わります。

○議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

11 番豊永好人君。

○11 番（豊永好人君）1 点ほどですけども、本会議に残したいということで、委員会が違いますので、まず教育委員会の方で 24 ページですね、教育費の中にですね、社会教育総務費、節の委託料ということで 30 万上がっていますけども、白濱旅館のおそらく委託料だと思いますけども、委託料の根拠とそれとその積算のあれです根拠、それとこれが半年分なのか、一年分なのか、詳しく説明お願いしたいと思います。

○議長（村山 昇君）今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君）答弁をさせていただきます。その前に、議長の方に許可をいただければと思います。

参考資料で白濱旅館の利用者の今年度ですね、4 月から 8 月までの町内、町外の分を作成しておりますので、こちら配付させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（村山 昇君）はい。暫時休憩いたします。

（午後 1 時 19 分休憩）

（午後 1 時 20 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君）改めて答弁をさせていただきます。直接は関係ない資料かもしれませんが、平成 30 年度の 4 月から 8 月までで町内の使用実績ですね、回数と人数あと町外の回数と人数、合計ということで配らせていただきました。

8 月末ですね、合計で 2,204 名ということで、当初の計画に比べたらかなり利用されているのかなというふうに思います。

大部分がですね、町内使用なんですけど、下の方に書いてありますとおり町内の主な利用者については、このような団体・個人が使われているというところがございます。

お尋ねの件なんですけど、実際に今借用、こちらの方がですね、受付と貸出しの事務とあと簡単な清掃ということでこちら根拠付けしております。

期間の方はまず今回、補正予算として議決いただければ 10 月から 3 月末までの半年間の計画をしておるところでございます。

実際、利用者が利用される時にはですね、教育委員会の方に 2 階まで来られまして、申請書そして使用料金、団体によってはですね、減免の申請書ということで必要ではございます。

いろいろ利用者の方々お話聞いてみますと、現場で申請ができないだろうかということもございまして、受付、貸出事務についてですね、現場の方でお願いできればということで、月平均の回数プラス一定の基準単価、清掃につきましては月 15 回ということで、それを積上げてまして 4 万 8,750 円になりまして、経費も必要だろうということで 3 パーセント加味して、5 万 212 円なんですけど、これを 1,000 円未満削ったところですね、1,000 円止めというところで 5 万円掛ける 6 か月ということで 30 万ということで、利用者の利便がこれで諮られればというふうに考えて今回提案しているわけでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君）11 番豊永好人君。

○11 番（豊永好人君）今井課長にもう 1 回尋ねますけども、これは A 棟、B 棟は一緒ですかね。後ろ前あつでしょう。A、B と。あれは一緒の単価ですかね。

○議長（村山 昇君）今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君）答弁させていただきます。前の棟と後ろの棟という意味ですかね。

はい、これはあくまでも受付をしていただく時に発生する業務に対する委託料ということで、使用料とは関係ございません。

よろしいでしょうか。

○11 番（豊永好人君）はい、11 番終わります。

○議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君）14 ページの一般管理費の中で、今回、交際費の 100 万円この補正された 100 万円の内訳を大体当年、当初で 50 万か 60 万ぐらいだったと思いますが、今回、補正で 100 万円上げられたその内訳をお願いします。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、お答えいたします。この 100 万円につきましては、南幌町に対しての見舞金でございます。

北海道胆振東部地震での被害とその前にですね、ちょうど台風 21 号が来てそちらの被害もかなり多かったと、そちらの方がかなり多かったというふうにお聞きしておりますので、合わせたところで 100 万円の見舞金ということでございます。

○議長（村山 昇君）12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君）すいません、説明はちゃんとあっておりましたですね。ちょうど差しかえの時にちょっとあれがちょっと私書いていなかったもんですから、すいませんでした、はい。

じゃあですね、15 ページの 13 番の諸費のくま川鉄道安定化補助の 451 万 3,000 円の今回くま川鉄道の車両の何かブレーキの何かちょっと不具合で何か倉庫に突っ込んだって何か新聞報道もありましたが、それとは全く関係ないのかということも含めてでね、この内訳をお願いしたいと思います。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、このくま川鉄道の安定化補助につきましては、年に 2 回に分けて交付をしております。

9 月分につきましては、前年度の鉄道事業の経常損失分ということで今回計上いたしました額が平成 29 年度の経常損失分になります。を 10 市町村の各割合ごとに割った額でございます。

○議長（村山 昇君）12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君）はい、わかりました。また、2 回に分けてということは、また後でまた補正が出てくるというところでよろしいんですね。

まだそういう今回の事故、3 回にですね、3 月にですね、出てくるでは、わかりました。以上です。

○議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 30 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第14号」 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第5、議案第14号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第15号」 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第6、議案第15号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第16号」 平成30年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第7、議案第16号、平成30年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 17 号」 平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 8、議案第 17 号、平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 18 号」 平成 29 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 9、議案第 18 号、平成 29 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 29 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 10 「議案第 19 号」 平成 29 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 10、議案第 19 号、平成 29 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君）何点かちょっとお伺いいたします。まず歳入の 40 ページの中で節の 5 の球磨川水系防災・減災ソフト対策等県補助金で 1,526 万 3,000 円が収入されていますが、これは具体的なですね、事業の内容っていいいますか、例えば、河川掘削であったり、堤防強化だったりいろいろするんだと思うんですが、その点の内容についてお伺いをしたいと思うんですが。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、お答えいたします。この球磨川水系防災・減災ソフト対策事業ですけれども、このソフト対策事業というふうにありますように、ハード的なものが主体ではありませんで、例えば、今、計画的にしておりますのが、災害の際の食料品とかですね、資材とかの備蓄関係とその備蓄倉庫を整備しているところでございます。

また、あの 29 年度につきましては、LEDのちょうど国道と駅通りの四つ角にあります LEDの表示とまた下鶴地区のエリアトークといいまして、その行政区単位で放送ができる施設そういったものも整備をさせていただいているところでございます。

これがですね、10 年間で約 10 億円の事業ということでございますけれども、これが結構今、申請が多くなっているということで 10 年間は持たないかもしれないので、こう計画があればもう早めの計画をお願いしますというなことは、県からは、県のヒアリングの中では聞いているところでございます。

○議長（村山 昇君）9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君）はい、内容については了解しました。次がですね、歳出の 214 ページになります、災害対策費の中で節 11 の需用費、この中の消耗品費として 720 万 5,430 円がこれ支出されておりますが、これ具体的にですね、どのような消耗品が購入されたのか。

細かくは結構ですが、主なものについてちょっと伺いたいと思うんです。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）すいません。遅くなりました。この災害対策費の消耗品につきましては、今議員が質問されました球磨川水系の防災・減災ソフト対策事業絡みで多くなっております。

まずですけれども、防災旗、無事旗で書いたやつを各世帯に配布したと思うんですけれども、これを各世帯分で約 102 万 3,000 円でございます。

あと非常持ち出し袋、これも各世帯に配付しておりますけれども、これが 272 万 1,000 円、あと災害時の備蓄物資といたしまして 135 万 9,000 円。

あと水防機材ですけれども 1 万 9,000 円、すいません 191 万 4,000 円などでございます。

○議長（村山 昇君）9 番久保田武治君。

○9 番（久保田武治君）えーとですね、事業の成果についても今回、説明書が出ておりますので、それに関連して質疑をしたいんですが、よろしいでしょうか。

まず一つは、1 ページ目にですね、都市農山村総合交流促進施設管理事業ということでいわゆるブルートレインのことなんですが、リピーターの増加で過去最高となりましたということで実績を見ますと、確かに 27 年、28 年、29 年ということで、29 年度に 3,488 名でそれなりにこう飛躍的とはいわないでもしかし、まあ確かに、こういうふうになり最高となってい

ますが、このリピーターというのはどういう人たちがリピーターとしてお見えになっているのか。

その辺を分析されているのかどうなのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君）岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君）お答えいたします。ブルートレインたらのぎの利用客数が年々、おかげさまで増えてきているような状況で、文書の中にもリピーターが増えているというような表記をしております。

これは主にその鉄道といいますか、車輛に泊まることを目的に来られる方が幾度となくこう来られるということで、だんだんブルートレインっていうの、車両自体もなくなってきておりますので、そういう鉄道遺産ということも関連いたしまして、利用される方が増えてきたというような状況でございます。

○議長（村山 昇君）9番久保田武治君。

○9番（久保田武治君）はい、最後になります。この監査委員の審査意見書の中で、30ページに結びついていることで、全体の総括がなされているわけなんですけど、その下段の方で事務処理は適正だったが本年度も一部提出された物品出納計算書の計上漏れ等が見られる。備品台帳整理を確実に実施して適切な管理運営を図っていただきたい。

本町の財産を管理するという考えのもと備品管理については十分注意が必要であるという指摘がなされておりますが、本年度もついていることは昨年度も、その前年度もということだったと思うんですが、このような計上漏れがどういう理由で起きるのか、あるいはそれをどんなふう改善していくのかというふうその点について、どんなふうにお考えなのか。

例えば、私もかつて職場にいましたけど、税務調査なんかで例えばこういう証拠書類が出てこなければ税務署はですね、絶対にんぷすするわけです。

ですからそれぐらい厳しいあれなんで、その辺の取扱いこういったことが指摘されているそのことの重みをですね、しっかりと受けとめていただきたいと思うんで、あえてそのことについてお尋ねをするわけです。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、この備品台帳と現物があっていないといいますか、に現物の備品と備品台帳上が整合性がとれてないということの指摘でございます。

これはもう数年前からあっておりました。

現在ですね、備品台帳につきましては、備品管理システムというシステムで管理をしております。

これの備品のシステムへの入力漏れでありますとか、この備品管理システムにまず入っていく際に、財務会計システムから入っていく方法と備品管理システムの方から入っていく方法二通りありまして、本来はもう備品管理システムの方から入っていくって、備品の管理をするというのが正しいやり方なんですけども、それがこううまく課の異動でありますとか、担当替えがあった時にその事務の引継ぎがうまくできていなかったという面もありますので、これをですね、今回一番大きなテーマといたしまして、今年度中に、今現在ある備品とこの備品台帳との整合性を取ろうということで会計室、またほかの課、総務課、会計室それと各原課におきまして今年度中を目標に備品台帳の整理を行うとしております。

○議長（村山 昇君）9番久保田武治君。

○9番（久保田武治君）それは半端なですね、数の取扱量でないで職員の方も大変ご苦労なさっていると思うんですが、ぜひ今後のですね、改善努力を期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

4番瀬崎哲弘君。

○4番(瀬崎哲弘君) 90 ページの方の総務関係のことなんでしょけど、実は、ペーパーレスファックスシステム使用料ということなんですけど、お尋ねするのはそのことなんですけど、私たち政務調査した時にある町村、町に行きましたら、机の上にほとんど書類がなくて、非常にこう収納のところにもペーパーレスという庁舎内地の視察したことがありまして、多良木町の町議会も今後ペーパーレスでタブレットを使用したことも議会の中でも今後前向きに捉えようとしてしています。

そこで、このペーパーレスのファックスということで説明があったのかもしれませんが、どのようなもの、例えば、この使用料ちゅうのは毎年発生しているものだと思うんですが、そこら辺を説明があったのかもしれませんが、そこら辺と今後こういうふうなペーパーレスの管理費、使用料ちゅうのがどんどん増えていくものかどうか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○議長(村山 昇君) 松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) この 90 ページの使用料及び賃借にありますペーパーレスファックスシステム使用料につきましては、総務課に備えてありますファックス、コピーとファックス兼用でありますけれども、いちいちこう紙にプリントアウトしなくてもこうデータとして送る、やりとりができるというファックス兼コピーの機械でございます。

リース契約しておりますので、年間のリース料が 44 万 8,488 円でございます。何ていいますかね、ファックスのやりとりが紙でなくてもできるというような機器でございます。

○議長(村山 昇君) 4番。

○4番(瀬崎哲弘君) 確かにその紙でやりとりしなくてもいいというのが便利な時代だと思うんですが、ペーパーを使わないということで、44 万もかかるならば紙の方が安いのか逆逆に思うんですけど、そこら辺はどう何ですか。

例えば、仕事の手間がコストダウンになっているのか、経費の無駄というふうな考え方なのか、そこら辺がよくわからない。

○議長(村山 昇君) 松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) はい、このペーパーレスファックスの機器ですけれども、結局、わざわざプリントアウトしてそこのですね、来た担当課に持って行かなくてもいいという手間がかからないという面もありますし、送られてきた側はそれをプリントアウトしてしまえば同じような結果になるんですけれども、まずデータで見ていただいてわざわざこうプリントする必要がない物についてはできるだけプリントはしない。

または、裏紙を使ってプリントする時にはしていただくというように紙資源をですね、少なくなるような工夫はしていきたいと思っております。

これ全庁的に紙をなくすというような方向ではいきたいとは思っているんですけど、なかなかそれが現実としてですね、手元に資料があった方が仕事がしやすいという面もあるようでございますので、なかなか今からの課題になると思っております。

○議長(村山 昇君) 4番。

○4番(瀬崎哲弘君) 最後になるんですけど、結局それが 44 万 8,000 円というのが安いのか、安くないのかということですよ。

そこをもう一回。

○議長(村山 昇君) 松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) はい、これはですね、先ほど申しましたとおりファックスとコピー機を兼ねておりますので、これカラーコピーでございます。

ファックスだけを導入するよりも非常に安いというふうにも実感しております。

○4番(瀬崎哲弘君) 終わります。

○議長(村山 昇君) ほかに質疑ありませんか。

12 番。

○12 番（坂口幸法君） すいません 1 点だけ、76 ページの一般管理費の中で旅費ですね、区長会の費用弁償 55 万 1,272 円というところで支出済額は 245 万で不用額 74 万 7,358 円ちゅうことで、去年の 28 年度はこの費用弁償は 6 万 8,000 円ぐらいで上がっていったんですが、そのなんていうか普通旅費とのまだその関係ではまた変わったのかも含めてですね、その内訳をお願いしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） お答えいたします。この費用弁償につきましては、区長会の研修をですね、この一般管理費から総務サイドでの研修と教育委員会サイドでの研修ということで各年ごとにしております。

平成 29 年度は総務課の方での研修ということでしたので、その分、区長会の研修旅費、費用弁償が計上されております。逆に 28 年度と 30 年度につきましては、この一般管理費には出てこないというようなことになります。

あとの旅費につきましては、もう町長、副町長を含みます職員の旅費でございますので、その年にどういった研修、また距離もありますけどもそういったところで額は変わってまいるものでございます。

それと自治大学校のですね、この研修旅費もここに組んでおりますので、自治大学校に行かない年にも 20 万とか 30 万とか、そういった単位で増減があります。

○議長（村山 昇君） 12 番。

○12 番（坂口幸法君） はい、わかりました。以上です。

○議長（村山 昇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 29 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 11 「議案第 20 号」 平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 11、議案第 20 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおりに認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 12 「議案第 21 号」 平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定について

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 12、議案第 21 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 13 「議案第 22 号」 平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 13、議案第 22 号、平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 29 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 14 「議案第 23 号」 平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 14、議案第 23 号、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 15 「議案第 24 号」 平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 15、議案第 24 号、平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。
したがって、議案第 24 号、平成 29 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 16 「議案第 25 号」 平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 16、議案第 25 号、平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。
お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 29 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

お疲れさんでございました。

(午後 1 時 57 分散会)